

共同募金等公募型助成実施要綱

京都市中京区社会福祉協議会

1. 目的

地域福祉活動を推進する担い手の広がりや地域ニーズの多様化等が進むなか、ますます地域福祉活動への期待が高まっています。そこで、共同募金の配分金並びに京都錦ライオンズクラブの寄付金を財源に、ボランティアグループや当事者団体・福祉施設等が地域福祉の推進を目的として実施する活動に対して、振興援助を行うことを目的に本事業を実施します。

2. 助成対象事業

子ども・高齢の方・障害のある方等の社会的孤立を防ぐための活動や催し

例：居場所の開催、当事者理解を促進するための活動、等

平成31年4月1日から平成32年3月末日までに実施・完了する事業を助成対象とする。

※団体の維持・運営費および飲食費は除く。また、公費補助や公的な助成金を受けていない事業および新規申請事業を優先的助成先とする。

3. 助成額の上限

1 団体当たり5万円を助成の上限とする。(助成総額は50万円〈予定〉)

4. 応募資格

- (1) 中京区内の社会福祉を推進する団体及び施設であること。
- (2) 助成対象となる事業の実施地域が中京区内であること。
- (3) 助成対象となる事業について、本要綱に定める申請と他の助成事業の助成額とを合わせて、事業費総額を上回らないこと。
- (4) 共同募金の趣旨に沿い、事業を適正にかつ着実に実施できる体制を整えること。
- (5) 会計事務を適正に処理することができる体制を整えること。
- (6) 面接審査に参加できること。
- (7) 共同募金啓発活動に参加できること。(開催日：10月1日)
- (8) なるべく多くの団体に活用していただきたいため、1法人1団体の申請とする。

5. 募集期間

平成30年11月15日～平成30年12月25日まで

6. 応募方法

別紙の申請書類を下記応募先まで持参・郵送により応募すること。なお、本会会員でない施設・団体等については、施設・団体の概要や事業・活動のわかる資料（広報物など）を添付すること。
また、複数の施設や団体が連携して助成対象事業に取り組む場合は、窓口となる施設・団体が応募することとし、連携・協働を行う施設・団体名を記載すること。

7. 審査・選考方法

申請に基づき、本会助成審査委員会において書類審査および面接審査を行う。書類審査後、対象団体へ追って連絡する。面接審査では、応募団体によるプレゼンテーション方式の事業説明（1団体5分以内）をもって選考を行う。パワーポイント使用等、発表方法は任意。

※面接審査 平成31年2月13日（水）13時30分～

中京区地域福祉センター（中京区社会福祉協議会）会議室

8. 助成金の交付

平成31年5月中旬（予定）

※面接審査終了後、助成が決定した施設・団体には、後日文書にて詳細を連絡する。

助成金は申請された用途計画の事業以外には使用できない。また、計画の未実施等により、費消されていない助成金がある場合は、返金しなければならない。

9. 実施報告

事業の実施者は、事業終了後1箇月以内に事業内容の詳細が明示できる資料を添付のうえ、別紙の報告書類を提出すること。

10. 応募・問合せ先

京都市中京区社会福祉協議会事務局（担当：大岩・溝口）

〒604-8316 京都市中京区大宮通御池下る三坊大宮町 121-1

中京区地域福祉センター内

TEL (075) 822-1011 / FAX (075) 822-1829